

# 気候変動問題に関する最近の国際動向

平成18年3月

環境省

# 今後の国際会議等スケジュール

## COP・COP/MOP

## G8

## その他

2006

11-12月 COP11・COP/MOP1 (モントリオール)  
 ・京都議定書の実施基盤の整備  
 ・将来の行動に向けた対話等の開始

7月 議長:英国(ブレイン・グリス)  
 ・主要議題:「気候変動」、「アフリカ」  
 ・ブレイン・グリス行動計画策定  
 ・G8+新興経済諸国の対話開始(11月)

5月 第24回補助機関会合(SB24)  
 ・3条9項に基づく附属書I国の約束  
 ・米国や途上国を含む長期的協力に関する対話

7月 議長:ロシア  
 ・エネルギーが主要議題

1月 APP:第1回閣僚会合  
 ・正式発足(憲章等)  
 ・8つの分野でタスクフォースを設置

11月 COP12・COP/MOP2 (ケニア)  
 ・9条に基づく議定書レビュー(条約見直しと連動)  
 ・3条9項の検討、長期的協力の対話

秋 G8対話(メキシコ)

2007

11月 COP13・COP/MOP3 (アジア)  
 ・長期的協力の対話の結果報告

議長:ドイツ

秋 IPCC:第4次評価報告書  
 ・より多くの論文をレビュー  
 ・最新の影響や将来予測が報告される見込み

2008

11-12月 COP14・COP/MOP4 (中東欧)

議長:日本  
 ・G8対話の結果を報告

# COP11、COP/MOP1

- 正式名：気候変動枠組条約第11回締約国会議(COP11)及び  
京都議定書第1回締約国会合(COP/MOP1)
- 開催地：カナダ・モントリオール
- 京都議定書の発効(2005.2.16)後、初の締約国会合。
- 185カ国が参加。政府、企業、NGO等、合計約9,500人。
- 「次期枠組み」の交渉が始まる会議として社会的に注目を集める。

気候変動枠組条約：189カ国・地域が批准。92年採択、94年発効。我が国は93年批准。

京都議定書：160カ国・地域が批准。（米国、豪州は未批准）97年採択、05年発効。  
我が国は02年批准。

# 交渉における「3つの“I”」

議長国カナダが交渉の中心として提唱： 3つとも成果あり

- Implementation (実施):

- 京都議定書の運用ルールを正式に採択し、実施基盤を整備。

- Improvement (改善):

- 京都議定書に基づく各種制度(CDM、適応策)の促進、改善。

- Innovation (創造): 2013年以降の将来の行動

1. 長期的協力のための行動の対話(条約締約国全体)の開始
2. 京都議定書第3条9項に基づく検討開始
3. 京都議定書第9条に基づく京都議定書のレビューに向けた準備

# Implementation (実施)

## (1) マラケシュ合意等を正式に採択

「マラケシュ合意」(COP7)などで決定されていた運用ルール(森林等吸収源の算定、京都メカニズム、排出吸収量目録等)合計21件を正式にCOP/MOP決定。

## (2) 遵守ルールを採択

削減約束の不遵守時の措置は、京都議定書の改正ではなく、COP/MOP決定により決定(法的拘束力を持たない形)。措置の位置付けを明確化。

## (3) 各種委員会(遵守委員会・第6条監督委員会)の設置

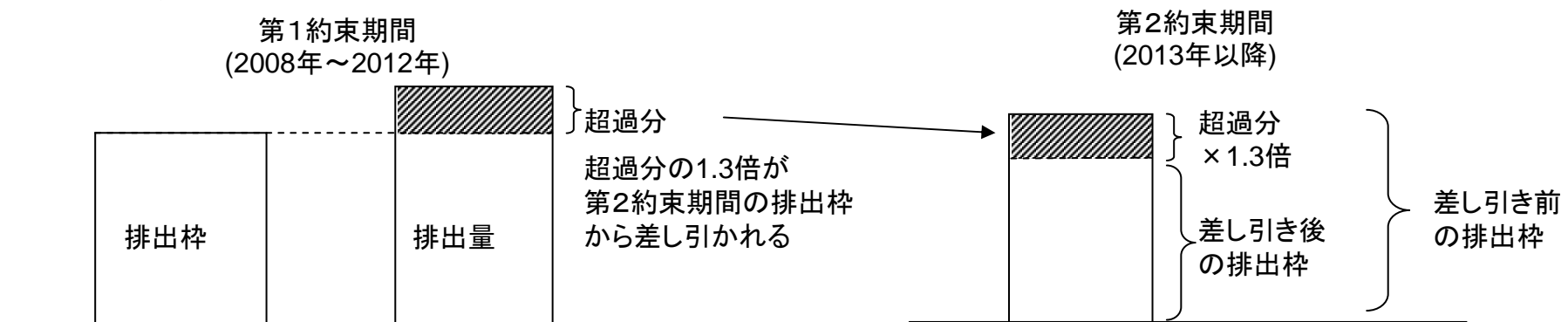
遵守を促進し、判断する遵守委員会や、京都メカニズムの一つである共同実施(JI)に関する第6条監督委員会を設置。

→京都議定書を実施していくための基盤が整備された。

# (参考) 遵守問題

- 京都議定書の数値目標には、法的拘束力があり、先進各国は目標達成の義務がある。
- 不遵守時には以下の措置が講じられることがマラケシュ合意（COP7決定）で決定済み。
  - ① 排出超過分の1.3倍を第2約束期間の割当量から差し引く
  - ② 遵守行動計画の提出
  - ③ 排出量取引による移転(売却)の禁止
- COP/MOP1では、数値目標の不遵守時の措置に、法的拘束力を課す(=議定書改正)かどうかが議論された。

## (参考 排出超過分の差引)



# (参考) 遵守委員会

## 遵守ルールの決定と遵守委員会の設置

マラケシュ合意では、遵守手続きを定めるとともに、これを円滑に進める機関として、遵守委員会を設置することを規定。

## 遵守委員会

(構成)

- ・ 総会、ビューロー、促進部、執行部からなる。
- ・ 促進部 10名、執行部 10名の計 20名が遵守委員会をなす。(各10名ずつの代理委員を含め計40名)
- ・ 委員の任期は通常4年間で再選可能 (浜中委員を含む)。
- ・ 第一期(2007年末まで)は半数が2年任期。再選(4年)を希望する際には優先される。
- ・ ビューローは両部の議長、副議長(各1人、合計4名)で構成。ビューローの任期は2年間。

(遵守委員会の機能)

- ・ 促進部 (議長に、**浜中慶応義塾大学教授が選出(3月1日、第1回遵守委員会)**)
  - 議定書の実施について締約国に助言と便宜を与え、締約国による約束の遵守を促進する (削減義務の他、京メカの補足性、排出・吸収量目録などについての助言を含む)。
- ・ 執行部
  - 削減目標の約束の達成の確定、京都メカニズムへの参加要件(排出・吸収量目録の提出等)の充足等を判断・決定する。

# *Improvement* (改善)

## (1) CDM改革

**CDMの更なる推進・改善について、多くの国が関心を示した。課題であるCDMの審査の迅速化について、CDM理事会・事務局の強化策を決定。また、省エネや炭素隔離・貯留によるCDMの議論が進む。**

## (2) 適応策

**COP10合意の「適応策と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画」に基づき、適応に関する5ヶ年作業計画を策定。途上国を中心に重要課題である適応策の基本的設計が確立された。**

→ 京都議定書の各種制度の具体的促進、改善が図られた。



# (参考)適応に関する5ヶ年作業計画

## (1) 目的

適応に関する知見は未だ十分とはいえないため、適応策の前提となる影響評価や脆弱性評価のための基盤を強化し、影響・脆弱性・適応への理解を深め、国際／地域／国内／地方各レベルの能力向上をはかる。

## (2) 作業範囲

①影響及び脆弱性、②適応計画、適応措置、適応行動の両分野のデータ整備や、アクセスの向上、各国による経験共有等。

## (3) 作業方法

ワークショップの開催、各国による情報収集・集約の努力、専門家グループの設置等。具体的作業に応じた方法論が選択される。

# Innovation (創造)

将来の行動に関する3つのプロセスに合意:

(1) 長期的協力のための行動の対話(米国や途上国を含む条約締約国全体)

- 締約国会議のガイダンスに基づき、先進国1名、途上国1名の共同議長の下、最大で4回のワークショップを開催し、将来の行動に向けて議論する。ただし、将来の交渉や約束そのものの予断を持たずに開催。

(2) 京都議定書第3条9項に基づく検討開始

- 3条9項は、2005年末までに次の約束期間における先進国の削減約束に関する検討を開始するよう規定しており、この規定に基づき、特別作業グループを設置して検討を進めることが決定。
- 第1約束期間と第2約束期間との間に空白を生じないタイミングで結論を出すことを目指す。

(3) 京都議定書第9条に基づく京都議定書の見直し

- 9条は、COP/MOP2で、京都議定書の見直しを、気候変動枠組条約の見直しと調整して行うよう規定。9条に基づく作業の準備をCOP/MOP2に先立って開始。

# モンリオールにおける主要国の主な発言

日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条約の究極目的に対し、もう一度コミットすべき。</li> <li>・全ての国が参加する実効ある枠組みが必要。</li> <li>・懲罰的であるより新しい育てる文化を期待。</li> <li>・途上国の持続可能な開発が重要。</li> <li>・パートナーシップと団結の精神の中でともに前進すべき。</li> <li>・共通だが差異ある責任と応能原則を踏まえるべき。</li> </ul>
EC (欧州委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての国が経済的能力に応じて貢献すべき。先進国は今後も約束を果たさなければならず、途上国は、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力に応じた役割を果たすべき。</li> </ul>
英国 (EU議長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EUは、第1約束期間以降2020年までに15%-30%またはそれ以上の削減を目指す戦略を作成する方針。</li> <li>・技術移転、クリーンエネルギーへの投資等にインセンティブを与えることによって、世界をよりクリーンにしていくための戦略について議論の場が必要。</li> </ul>
米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術が鍵であると考え。短期(2012年まで)・中期・長期の観点から技術協力の枠組みを作ることが必要。またこのアプローチは持続可能な開発の目的にも寄与する。</li> </ul>
G77及び中国 (議長国:ジャマイカ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条9項について附属書I国の将来約束に関するプロセスを開始するために、open-endedなworking groupすべき。地球規模の対応に関する議論自体は必要だが、第3条9項に関する議論とはリンクするべきではない。共通であるが差異ある責任の下で、附属書I国は将来について明確なシグナルを発信すべきである。</li> </ul>
中国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通だが差異ある責任、持続可能な開発の枠組みでの活動及び技術の開発、普及が重要。緩和と適応のバランスが重要。中国は、GHG削減に関する政策措置を実施している。</li> </ul>
インド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年以降の枠組については、先進国の義務を設定するものだと考えており、これは世界の炭素市場の継続という観点から必要である。</li> </ul>
サウジアラビア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・途上国を将来のコミットメントに含めることは、枠組み条約および議定書に規定された原則、権利、義務を変更することになり、受け入れがたい。</li> </ul>

(参考)その他の国際的取組

# G8グレンイーグルズサミット(気候変動関係)と「G8対話」

- ◆ G8グレンイーグルズ・サミット（2005年7月）＜気候変動が主要議題＞
  - ・国連気候変動枠組条約(UNFCCC)が、気候変動に関する将来の行動を交渉するための適切なフォーラム
  - ① 科学についての認識の共有
    - ・地球温暖化は現実の問題、人間活動が主因
    - ・世界レベルで排出量の増加を減速→抑制→減少させるための連携が必要
  - ② 具体的な行動についての前進
    - ・「グレンイーグルズ行動計画」の策定： 省エネ推進、地球観測等
  - ③ 新興経済諸国とのパートナーシップ
    - ・G8及び新興経済諸国とのパートナーシップ強化へ向けた「対話」  
→ 2008年のサミット(議長国：日本)において成果を報告
  
- ◆ G8気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する対話（2005年11月）
  - ・ G8及び中国、インド、ブラジル、南ア、メキシコ等主要20カ国及び世銀、IEAが参加。
  - ・ 2008年のG8サミット（議長国：日本）に報告される。
  - ・ 第1回対話（2005年11月1日、於：ロンドン）：
    - － 低炭素社会の実現に向けて国際協力を更に進めていくための具体的な方策について議論
    - － 気候変動問題は、世界が協力して取り組んでいくべき極めて重要な課題であり、エネルギー政策や経済政策との一体的な検討が不可欠であることを再確認
  - など
  
  - ・ 次回のG8対話は2006年秋頃にメキシコで開催される予定。

# クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ

発 足:2006年1月12日

目 的:アジア太平洋を中心に、クリーンで効率的な技術の開発・普及・移転を通じ、増大するエネルギー需要、エネルギー安全保障、気候変動問題などに対処。

参加国:米国(主唱国)、オーストラリア、中国、インド、日本、韓国の6か国

## 趣 旨

- ・参加国間のボランタリーな官民パートナーシップを基本
- ・気候変動枠組条約に整合的であり、また京都議定書を代替するものではなく、これを補完するもの。

第1回閣僚会合:2006年1月11~12日 シドニー (オーストラリア政府主催)

小池環境大臣、西野経済産業副大臣、主要産業のCEOが出席。

閣僚とCEOとの対話では、セクター別(産業分野別)アプローチの重要性、実際の成果につながる具体的取組などについて、建設的な意見交換が行われた。

閣僚間の円卓会合では、CEOとの対話の結果を踏まえ、本パートナーシップの推進に向けた政治的意志が確認されるとともに、8つの協力分野とそれぞれの協力の道筋を明らかにした行動計画などの文書が合意された。

8分野のタスクフォースが立ち上げられ、具体的な協力が始められる。

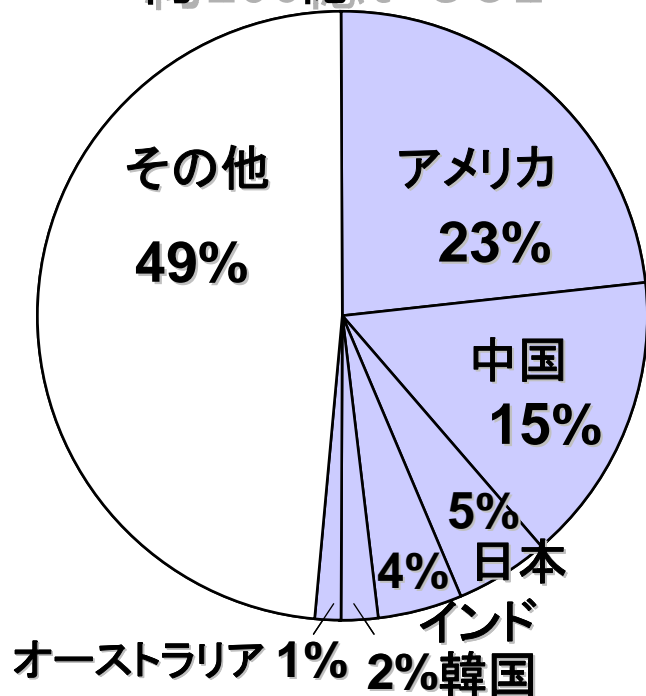


## 8つのタスクフォースと議長国・共同議長国

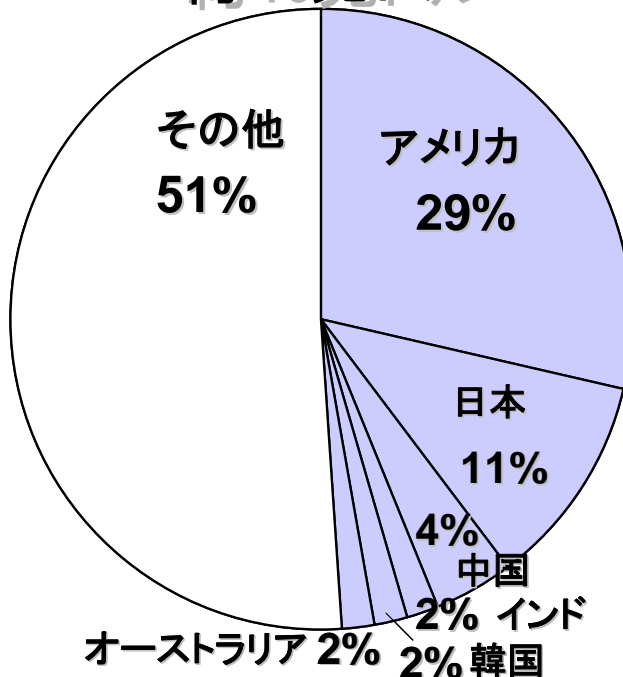
	タスクフォース	議長国	共同議長国
1	よりクリーンな化石エネルギー	豪州	中国
2	再生可能エネルギーと分散型電源	韓国	豪州
3	発電及び送電	米国	中国
4	鉄 鋼	日本	インド
5	アルミニウム	豪州	米国
6	セメント	日本	—
7	石炭鉱業	米国	インド
8	建物及び電気機器	韓国	米国

# (参考)パートナーシップ参加国の世界に占める割合

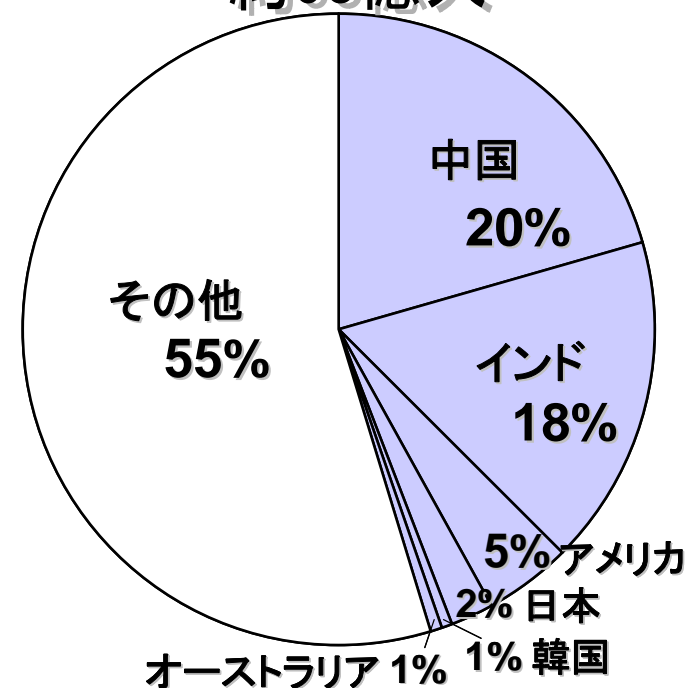
二酸化炭素排出量  
約250億t-CO<sub>2</sub>



GDP  
約40兆ドル



人口  
約63億人





# IPCCにおける検討状況

## 2001年 第3次評価報告書

気候変化における広範囲の科学的・技術的・社会経済的な研究の評価を行い、それらの科学的知見をまとめた

### 特別報告書

2005年4月

- オゾン層保護と地球気候システム：HFCs・PFCsに関する課題  
(Special Report on Safeguarding the Ozone Layer and the Global Climate System: Issues Related to Hydrofluorocarbons and Perfluorocarbons)

2005年9月

- 二酸化炭素回収・貯留技術  
(Special Report on Carbon Dioxide Capture and Storage)

## 2007年秋 第4次評価報告書

より多くの論文をレビューし、最新の影響や将来予測が報告される見込み

## (参考)各国の動向

# 米国の動向：技術が鍵。各主体による多様な取組

- ブッシュ大統領
  - 一般教書演説(2006年1月31日)において、「エネルギー高度化計画」を発表：
    - エネルギー源の多様化
      - クリーン石炭技術、太陽エネルギー、風力、原子力
    - 自動車動力源の多様化
      - ハイブリッド及び電気自動車用電池、燃料電池車
      - バイオマス(自動車用エタノールの製造技術を6年以内に実用化させ、商業ベースとする)
  - を通じて、中東からの石油輸入量を2025年までに75%削減する。
- 連邦レベル
  - 技術協力を主眼を置いた様々なパートナーシップ：APP、メタン市場化パートナーシップ
- 議会レベル
  - ビンガマン・ドメニチ決議
    - 2005年6月、ビンガマン議員(民・ニューメキシコ)を提案者とした、米国上院超党派の多数派議員による「議会は温室効果ガス排出に対し、強制力のある制限とインセンティブをもたらす包括的かつ効果的な国家計画を制定すべき」とする決議が可決。
    - 2006年2月2日、ドメニチ・ビンガマンが温室効果ガスの義務的キャップ&トレードプログラムの構築に関するホワイトペーパーを公開。
  - 24名の上院議員による大統領への申し入れ
    - 2005年12月5日、ビンガマン議員をはじめとする24人(民主19人、共和4人、無所属1人)の上院議員が連盟で、米国は、気候変動枠組条約の締約国として、気候変動交渉に積極的に参加する法的な義務があるとの申入書をブッシュ大統領宛に送付。
  - ルーガー・バイデン決議案
    - 2005年11月15日、上院外交委のルーガー(共・インディアナ)委員長及びバイデン(民・デラウェア)野党側筆頭が「公正で効率的な国際約束についての交渉を通じて米国が気候変動に取り組む必要性について上院の意思を表明するための決議案」を提出。現在、上院外交委での審議待ち中。

# 米国の動向：技術が鍵。各主体による多様な取組

- 州レベル・その他

- **RGGI**:コネティカット、デラウェア、メイン、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューヨーク、バーモントの北東部7州の知事が2005年12月20日に協定(MOU)に署名、公表された。複数の州をまたぐキャップ&トレード制度を構築することが目的。
  - 対象:25MW以上の電力セクターのCO2排出
  - キャップ&トレード:
    - フェーズ I (2009-14):現状レベルに安定化
    - フェーズ II (2015-2020):現状レベルから10%削減
    - 3月に運用細則を発表予定
- **カリフォルニア州の取組**:
  - 温室効果ガス排出削減に関する行政指令
    - 2010年までに2000年水準まで、2020年までに1990年水準まで、2050年までに1990年比80%削減することを目標に掲げる。
    - 州政府に気候行動チームを設置して、対策を推進。
  - 新自動車ガス規制
    - 2016年までにGHG排出量を30%削減(2009年モデルの乗用車・軽トラックから適用)
    - 北東部州と太平洋岸州も同調(加州もあわせ計11州)
    - なお、カリフォルニア州の自動車CO2排出規制に対しては、現在自動車産業界が規制を阻止すべく提訴している。

# 米国の動向：技術が鍵。各主体による多様な取組

- 州レベル

- 他州の取り組み：

- オレゴン州、マサチューセッツ州：電力部門からのCO2排出量規制
    - ニュージャージー州：温室効果ガス排出削減目標の設定、排出量報告の義務化
    - ニューハンプシャー州：火力発電所からのCO2排出量を2010年までに1990年レベルに削減することを求める法案が可決。
    - ワシントン州：発電所からの30年以上にわたるCO2排出量の20%を相殺することを求める法案が可決。

- 民間レベル (海外メディアにおける報道等より)

- シカゴ気候取引所 (CCX)

- シカゴ気候取引所 (CCX) とモンリオール取引所 (MX) は、2006年後半に共同でGHG取引所を開始する計画を発表 (2005.12.8)
    - イリノイ州、CCXと農業GHGクレジットプログラムを開始 (2005.1.28)
    - シカゴ気候取引所 (CCX) は、日本およびロシアの気候取引所の商標権を登録しており、現在の米国およびEUでの業務の拡張を目指している。(2.8)
    - ニューメキシコ州が、州としては初めてシカゴ気候取引所のメンバーとなった。(2.23) (市では、シカゴ市、オークランド市、ボルダー市などが参加している。)

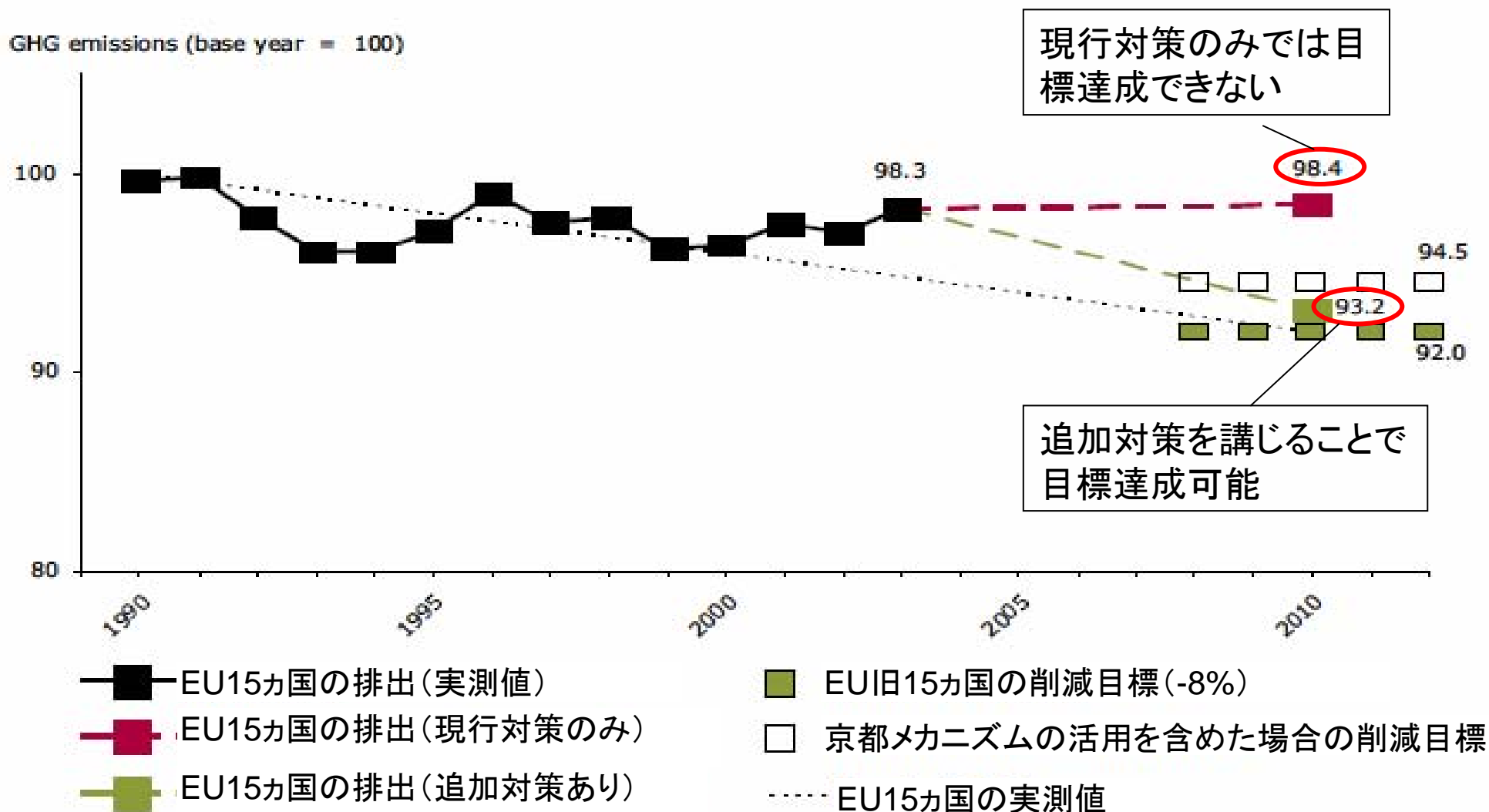
# EUの動向:長期目標の重要性(例:気温上昇2°C)

- 2005年3月 環境理事会 (EU環境大臣会合)
  - 2°C目標、先進国について、2030年までに15~30%、2050年までに50%削減が望ましい。「2°C」、「2030年までに15~30%」はEU首脳会議(閣僚理事会)でも再確認された)
- 2005年10月 環境理事会
  - モントリオールでは、2012以降のarrangementの構築に向けて、全ての国の間でのプロセスの開始を期待する。
  - (上記arrangementの構築に関し、)グローバルな炭素市場の構築を重視しつつ、市場原理に基づいた措置を含むこれまでの対策を踏まえる。
  - 上記プロセスのための明確なタイムテーブルが必要
- 2005年12月 欧州環境庁 (European Environment Agency) 報告書:
  - 現行対策では達成できない(-1.6%まで削減可能と予測)。追加対策に京都メカニズムの活用(-2.5%分)を加えて、目標の-8%に対し、2010年には-9.3%を実現できる。
  - ※ EEAは、欧州レベルで環境保護等に関する客観的で、比較可能な情報を提供するために1990年にEU規則 (COUNCIL REGULATION (EEC) No 1210/90)により設立。EUの環境政策や関連規制は所掌していない。現在、EU25カ国に加え、EU加盟候補国やノルウェー、アイスランド等31カ国がメンバー(4月1日からはスイスも加わり32カ国となる予定。)

# EUの目標達成に向けた取組

Greenhouse gas emission trends and projections in Europe 2005 (EEA, 2005年12月) より

## EU旧15カ国の温室効果ガス排出量予測と京都議定書削減約束との比較



# 英国の動向: EU-ETSの継続、グレンイーグルズ・サミットのフォローアップ

- ブレア首相の発言より
  - 気候変動は間違いなく、我々が直面する長期的脅威の最たるものである。
  - 米国、インド、中国が入らない温室効果ガス排出量削減の枠組みは、うまくいかない。しかし、今はこれらの国々も入るような合意の可能性も出てきた。  
(英国首相官邸HPより、2006年2月28日付、NGO: Stop Climate Chaos campaign への公開レターより)
- ベケット環境大臣発言より
  - 世界のエネルギー需要は今後25年間で60%増加すると予測されており、それに伴ってCO2排出量も増加する可能性がある。これらのエネルギー需要に対応するためには多額の費用が必要であり、その費用をクリーンテクノロジーやエネルギー効率の高いものに投資することが重要である(G8での発言)。
  - 原子力は持続可能ではないと考えているが、温暖化対策として原子力を推進する可能性があることを認めざるを得ない。(2005.11.26放送のITV1のインタビュー)
- スターン・レビュー報告書(2005年秋に開始2006年秋にブレア首相に報告)
  - ①科学と国際的対応
  - ②経済から見た気候変動の主要課題
  - ③国際的取組の開始と維持をまとめた報告書を作成中。
- 日英共同研究プロジェクト(脱温暖化2050プロジェクト)
  - 環境省(日本)とDEFRA:環境食糧地方開発省(英国)が共同して低炭素社会の実現に向けた研究を実施。
  - 第1回ワークショップを2006年6月に開催予定。



# カナダの動向:大臣交代後もCOP及びCOP/MOP議長を引き継ぐ

•総選挙(2006年1月23日)の結果、野党第1党保守党(The Conservatives)が現与党自由党(The Liberals)を破り、12年ぶりの政権交代となった。

•しかし、過半数(308議席中155議席)を獲得することはできず、少数政権。

- 政策を実行するには他党との協力が必要
- 京都議定書に対する保守党の態度については、様々な報道があるが、他党はこれまで肯定的な立場を維持している。

選挙結果

保守党(党首:ステファン・ハーパー):	124 議席
自由党(党首:ポール・マーティン):	103 議席
ケベック政党(党首:デウセップ):	51 議席
新民主党(党首:レイトン):	29 議席
その他(無党派)	1 議席
<b>下院全体</b>	<b>308 議席</b>

•これにより、アンブローズ環境大臣(保守党)が新たに就任した。カナダは本年のCOP及びCOP/MOPまで議長を務めることとなっている。同大臣はディオン前大臣から引き継ぎを受け、COP及びCOP/MOPの議長は、環境問題における同国のリーダーシップを示す上で重要な職務であると表明。(カナダ環境省発表より)

# 中国の動向：省エネ、クリーンエネルギーの取組

- 第11次5ヶ年計画(規画)(2006年～2010年)草案(2006年3月14日公布予定)
  - 2006年の経済成長目標は8%前後、五ヶ年計画では年平均成長率目標を7.5%とする(預期性指標※)
  - 資源節約型社会への転換を目指し、2010年までにGDP当たりのエネルギー消費量を2005年比で20%削減<sup>※※</sup>、自動車の排ガスや石炭火力発電で生じるNOxやSOx等の主要汚染物質の排出総量を2005年比10%削減することを目標とする(約束性指標)。
    - ※ 預期性指標：見通し、約束性指標：ノルマ、の意。
    - ※※ 2010年までの5ヶ年の経済成長率は約44%であるのに対し、同期間のエネルギー消費量の伸びは約15%に抑制されると試算される。
- “再生可能エネルギー会議” 2005 Beijing International Renewables”  
(2005年11月)
  - 水エネルギー資源の開発や複数の100万キロワット級風力発電所の建設、太陽エネルギーの開発と利用の強化、農村へのバイオガスの普及により、バイオエネルギー産業を積極的に発展させ、再生可能エネルギー関連の技術と設備の研究と開発を推進する。
  - 中国は、2020年までに再生可能エネルギーの一次エネルギー全体に占める比率を約15%にすることを旨とする(曾培炎副首相の開幕式挨拶)